『興津彌五右衛門の遺書』(初稿)覚聿

山崎

穎

はじめに

この偶然がその後、作家に歴史小説の分野を拓いていく必然を書である。時代が一人の作家に書くべきテーマを偶然附与した。が主君の十三回忌に殉死するにあたって、その経緯を記した遺状況の中で執筆された。小説は細川藩の武士、興津彌五右衛門以遺書』は、特異な鷗外の歴史小説第一作『興津彌五右衛門の遺書』は、特異な

もたらした。

刊行)に収録される。 刊行)に収録される。 本論考では、歴史小説を生み出した時代状況を明らかにし、本論考では、歴史小説を生み出した時代状況を明らかにし、本論考では、歴史小説を生み出した時代状況を明らかにし、本論考では、歴史小説を生み出した時代状況を明らかにし、

天皇陛下崩御

(-)

号外が出された。 明治四十五年七月三十日、明治天皇の逝去を告げる黒枠付の

— 42 -

億兆の悲傷

国民の哀痛

天皇陛下には今三十日午前零時四十三分崩御あらせら 三十日午前 時十分宮内省公示

る

右官報号外を以て宮内大臣内閣総理大臣連署にて告示

昨二十九日午後八時頃より御病気漸次増悪し同十時頃

日午前零時四十三分心臓摩痺に依り崩御遊ばさる寔に となり御昏酔の御状態を依然御持続遊ばされ遂に今卅 に到り御脈次第に微弱に陥らせられ御呼吸は益、浅薄

森永田沢樫田高田各侍医拝診す 恐懼の至りに堪えず岡侍医頭青山三浦両博士西郷相磯

御踐祚報告式

はれつゝあり 三十日午前一時御座所に於て皇太子殿下踐祚報告式行

健全なる旧思想」であり、「世界一等国に列したる大正の新天地 死の弊風」と題し、 に於いて、この「弊風」を打破、排斥しなければならない。も 天皇逝去の後、「東京朝日新聞」 (大正元年八月十日付)は「殉 警鐘を鳴らしている。すなわち、殉死は「不

東京朝日新聞」の八月十四日(第九三五三号)の紙面には、

旨である。

如きこと」あれば、

することになり、「世界の嗤笑を招く」こと必定であるという論

し、「一の殉死者が他の殉死者を招きて一代の流行を招致するが

「支那と同じ旧思想の日本たることを」暴露

大臣の人格 ▲侍医と宮内省の失態 桂公は如何 ▲精神的に満腹の不平あり ▲まるで猫堂だ ▲責は元老にあり ▲宮内満りの不平あり ▲まるで猫堂だ ▲責は元老にあり ▲宮内・一●精神的に殉死せよ ▽頭山満氏談」が載っている。「▲近来・一●精神的に殉死せよ ▽頭山満氏談」が載っている。「▲近来・一●精神的に殉死せよ ▽頭山満氏談」が載っている。「▲近来・一●精神的に殉死せよ ▽頭山満氏談」が載っている。 殉死せよ」という小見出のもとに所信が述べられている。

満は元老、顕官らの私利私欲を糾弾し、 此度今上陛下の御優詔を拝した元老等は 当に殉

くせずして先帝御臨終当時の如き宮内省を其儘に措く様で て今上天皇陛下に仕へ奉らねばならぬ、彼等が若し斯の如 に理想的に殉死して、其の私欲一切を洗ひ去り、生れ代り 命を損する様な旧式の殉死では駄目である、宜しく精神的 死して其恩に報ずべき際である、併し皺腹を搔き切つて生

立たぬのである は甚だ怪しからぬ話である、而して国民が此失態を黙視し 敢て詰責し改革する所以の道を尽さねば、臣子の分は

と語っている。

掲載されていない。 的記事であり、九月十三日の大葬の日まで、同紙にもこれ以外 東京朝日新聞」のこの種の記事は、 他紙に見られない例外

大行天皇と呼ばれ、大正元年八月二十七日追号が決定した。 明治四十五年七月三十日逝去した天皇は、新帝即位に伴い、 同

日の「東京朝日新聞」(第九三六六号)は「●「明治天皇」と御

▽御追号に関する新例開かる ▽群議を排して御決定の

次第」と見出しを掲げている。元号を以て追号とした初めであ 明治天皇の大葬が九月十三日夜、青山葬場殿で行われた。弔

の見出しを次に列挙する。 (注2) の 元 大将夫妻の 自刃の第一報 (大正元年九月十四日、 朝刊)

砲が打ちあげられたのを合図に、乃木大将希典、静子夫妻は自

東京朝日新聞」(第九三八四号)

乃木大将夫妻共に自殺 ▽霊轜発引の弔砲を

「大阪朝日新聞」 (第一〇九八五号)

▽合図として殉死す

東京日日新聞」(第一二八六四号) 乃木大将夫人と刺違へて死す

乃木大将夫妻の殉死

読売新聞」(第一二七〇一号) 乃木大将自殺

△世界的武将の悲痛なる劇的最後 △御大喪儀の夜夫人と共に殉死す

国民新聞」九月十四日

乃木大将夫妻自殺

需轜御発引の時刻に見事なる割腹

万朝報」(第六八八〇号)

乃木大将の殉死

轜車発引の時を期して割腹

夫人も俱に咽喉を貫て死す

時事新報」(第一〇四二二号) 乃木大将夫妻自殺す

自邸奥座敷にて割腹す霊柩御発引の時を計り

る。「時事新報」社としては、乃木の死に批判的である となる。「時事新報」のみは「自殺」という表記で統一されてい 当日「自殺」と報じた新聞も翌日から「自殺」「殉死」の混用

乃木邸は憲兵ならびに兵士に警護され、隣家の木戸侯爵邸内

に乃木家の事務所を置き、十四日午後一時から「長谷川、寺内

笠原子、竹島、菅野両大佐、佐津野中佐其他の陸軍武官大将生 れまで公表しないことに決定した。(「東京朝日新聞」九月十五 前の知己等数十名」が会合し、発喪を十六日として、遺書もそ 両大将、田中、大庭、岡の三少将石黒軍医総監、佐々木侯、

の「時事新報」(第一〇四二四号)に掲載されている。 (同じ記 その間、宮内省の某大官が語ったという記事が九月十六日付 日

事が同日の「東京日日新聞」にも掲載されている。 ●乃木家の襲爵」) すなわち、次に一部を抜書する。 ただし、見

乃木家と襲爵

勝伯当時の前例

之を奉辞するに由なきものなれば一旦授爵されし以上家名 単に拝受者の意思のみに依り如何ともすべき次第のものに 断絶せざる限り相続者の之を襲ふことも亦一に恩命に基き あらざるも元来授爵なるものは一に陛下の御思召にありて 続人襲爵することになれり乃木家の向後は推想する限りに すべき旨遺言せしに朝廷の御思召もあり親戚の協議にて相 拝受せしも子孫に伝ふべき筋にあらずとして固く襲爵を辞 遺書中にも言明ある由なるが故勝伯も亦自己一代は恩命を 乃木大将が栄爵を一代に止めんとする精神ありたる事は

第二条の全文を掲げる。 七日付の各紙は一斉に遺言状を掲載した。ただし、発表に際し った。問題の箇所は「遺言条ゝ」の第二条の部分である。次に 全文を公表することをしなかったため、疑惑を生ずることとな 乃木希典の遺言状は九月十六日午後四時発表された。九月十

候得共却テ汚名ヲ残ス様ノ憂へ無之為メ天理ニ背キタル事 候得共養子弊害ハ古来ノ議論有之目前乃木大兄ノ如キ例他 ニモ不尠特ニ華族ノ御優遇相蒙り居実子ならハ致方モ無之 両典戦死ノ後ハ先輩諸氏親友諸彦よりモ毎ゝ懇諭有之

> 者共ノ気ヲ付可申事ニ候乃チ新坂邸ハ其為メ区又ハ市ニ寄 附シ可然方法願度候 ハ致ス間敷事ニ候祖先ノ墳墓ノ守護ハ血縁ノ有之限りハ其

(注記)当局はA・Bの部分に白紙を貼付して写真撮影を許可 略)とした。 した。なお、 発表にあたっては、Aを(中略)、Bを(下

月十七日付、第一○九八八号)である。「●遺言十箇条」を掲載 し、第二条の項中に(中略) この間の経過についてふれているのは、「大阪朝日新聞」(九 (下略)と記している。さらに、次

の様な記事が載っている。 下略といる部分は「即ち新坂邸は其の為区又は市に寄附しより老将軍の一私事なれば深く怪しむに足らざれど最後に 多少遠慮すべき点あれば省略したる迄にて何等変りたるこ 更に省略せられたり小笠原大佐は発表の際何等必要の文句 処あり発表の際小笠原大佐は此の部は只個人的の事ありて 遺言状は別項の如く愈十六日午後四時発表されたるが其の 部分は「乃木大兄の如き例他にも少からず」と記しあり素 たしとの挨拶あり然るに其の全文を得て之を見るに中略の となければ此の部分のみは其の儘にして新聞紙に掲載され 際遺言状の中第二項に中略及び下略として省略されたる箇 乃木大将が自刃の前夜自ら筆を執つて起草せる十箇条の)遺言状の保留

ざる程解決しあり然るに原文撮影許可の際も同部分には白さる事実にて此の遺言状を一見すれば最早一点の疑を容れ後乃木邸の保存方法は同家の廃続問題と共に頗る注目され一項なるは論を竢たず(少くも東京に取りて)且大将殉死 にして何れも両大将の処置に不審を懐き居れり を取らるゝに至らば実に大将最後の意思を空しうするもの くして新坂邸が今後果して小笠原大佐の言ふ如く他の方法 る由にて此の省略も両大将の指図に出でたるものなりと斯 の履行に関しては寺内、長谷川両大将とが協議の上実行す り聞く所によれば乃木大将に関する今後の方針及び遺言状 紙を貼附し此の部分のみを曖昧に葬り去らんとする形跡あ あるにあらずと弁明されたるも之に依れば極めて重大なる

長生子爵との押し問答の結果、全文を公表せざるを得なかった のではなかろうか。 其の全文を得て」とあるので。恐らく新聞記者側と小笠原 〈傍点山崎 、圏点原文のまま)

東京日日新聞	大阪朝日新聞	東京朝日新聞	大正元年九月十七日
無	有	無	写真掲載の
(中略)のみ	(中略)(下略)	無	遺言状の活字化
	九月十八日(中略)以下文言なし九月十六日号外遺言状全文	日号外?	備考

国	時	萬	読
民	事	朝	売
新	新	497	新
聞	報	報	聞.
無	有	無	有
全文	全文	全文	全文
九月十六日一部写真掲載あり			

大正元年九月 この間の鷗外の動静を日記から見ておく。

後陸軍省に往く。夕に上原大臣の晩餐会に往く。 十二日(木)。陰。冷。午前九時三十分殯宮に参拝す。

予半信半疑す。 山を出でて帰る。途上乃木希典夫妻の死を説くものあり。 午後八時宮城を発し、十一時青山に至る。翌日午前二時青 十三日(金)。晴。轜車に扈随して宮城より青山に至る。

り鶴田禎次郎、 十四日(土)陰。 徳岡凞を乃木邸に遺る。 乃木の邸を訪ふ。石黒男忠悳の要求によ

往き夜半に帰る。 する所あり。C.Cagawaと称するもの松本楽器店員の肩書 十六日(月)。陰。軍医部長を第一衛戍病院に会して訓示 十五日(日)。雨。 午後乃木の納官式に蒞む。 妻明舟町に

ある名刺を通じて乃木希典の歌を求む。拒絶す。稲垣長次

午

虫明盛光来訪す。 決し、橋本監次郎を明舟町に遺る。荒木虎太郎、日野静 相談せしめ、岳父を再び赤十字社病院に入らしむることに 十七日(火)。陰。矢嶋柳三郎を鶴田禎次郎の許に遺つて

鷗外の歴史小説『興津彌五右衛門の遺書』は、 右衛門を艸して中央公論に寄す。 午後乃木大将希典の葬を送りて青山斎場に至る。興津彌五 十八日(水)。半晴。McNeight, 三浦守治、綾部勉来訪す。 明治天皇の死

第廿七年第十号(大正元年十月一日)の目次を示す。

れた。因に『興津彌五右衛門の遺書』が掲載された「中央公論 その大葬の日の乃木大将希典、静子夫妻の自刃を背景に執筆さ

州

ょ

ŋ

高 义

及

び

油

家

日本

版

内

尾上柴舟選		京	和	六七	陸軍中将東條英教	◎大将夫妻の自刃に就ての感想乃 木 大 将 の 殉 死 を 評 す
早川鉄冶		及の聯	◎寺内で	六一	松山忠次郎	行政整理、予算、増師問題
爵大 隈 重 信	伯	の自覚と政界の革新	◎国民の	五八	医学博士尸 水 寛 人	所謂官僚派の運命
引退政客		になる三人とならぬ二人	◎モノに	四九	石川半山	て顕はれたる 新旧思想の衝突
鵜崎鷺城		界五人男	_ ◎ 政	<u>—</u> 五	福本日南	ナポレオン論
南北星		の山県、第三の山県	◎第二 ◎		社論	乃木大将夫妻の殉死
石川半山		の政局如何	◎今 后			日客可且
田川大吉郎		閣と原、後藤、大浦の地位	◎寺内内閣と		等	一角
		、山本、後藤、大浦、原	政局と寺内、		클 클	中央ス侖育士ニ

五七

五三

五 五〇 四七 四四四 四一

◎大 ◎大 ◎大 ◎心事を明にせば各方面 将の 将 将 の 説 の 心 殉 事 死 死 明 に 々 つ 好 白 ĻΣ 影 々 響 7 法学博士 加 文学博士 加 法学博士新渡戸稲造 我 田 藤 祐 栄 嶺 弘 吉 之

七五

伝 (絶筆) 記

河

湖

九一 八八 岡

の ま 種 文学博士内 長

理学博士坪井正五郎

Ξ

五

三八

俳 論 旬 高田蝶衣選 六四

外 刊 近 批 評 評 論

懐 沙 隠 客 六六

六九

小

川未

明

森

田

山花

袋

興

津

彌

五

右 衛 門 に

の

遺 書 痴

Ħ

新 海

▲小

説

郊

評論特集号であり、この評論の中に鷗外の名があってもおかし 覧して明瞭なるが如く、≪乃木大将の殉死を評す≫という

方が、立場上ふさわしい。鷗外は後に「阿部一族等殉死小説 れれば、正面から答えにくい。虚構の自由が生かされる小説の くはない。むしろ、立場上乃木の自刃についての感想を求めら と質的に同格と考えて誤りはなかろう。 と記している所を見れば、「殉死小説、『興津彌五右衛門の遺書」 「中央公論」十月号の≪乃木大将の殉死を評す≫という評論

の文末に次の様に記されているので、全文を掲げる。 この小説はどのような史料に基づいて執筆されたのか。

ある徳川実記(紀)と野史とを参考したに過ぎない。皆活 此擬書は翁草に拠つて作つたのであるが、其外は手近に 小説

> 殉死したのは三斎の三囘忌だとしてある。併し同時にそれ 板本で、実記 なくてはならない。三斎の歿年から推せば、三囘忌は慶安 を万治寛文の頃としてあるのを見れば、これは何かの誤で (紀)は続国史大系本である。翁草に興津が

初音の香を二條行幸の時、後水尾天皇に上つたと云つてあ い。然るに興津は香本を隈本へ持つて帰つたと云つてある。 るから、其行幸のあつた寛永三年より前でなくてはならな した。興津が長崎に往つたのは、いつだか分らない。併し 元年になるからである。そこで改めて万治元年十三囘忌と

月安南国から香木が渡つた事があるので、それを使つて、 隈本を杵築に改めた。最後に興津は死んだ時何歳であつた 年代が相違してゐる。そこで丁度二條行幸の前寬永元年五 細川忠利が隈本城主になつたのは寛永九年だから、これも

しいが、他日の遺忘の為めに只これ丈の事を書き留めて置 六十歳位にはなつてゐる筈である。こんな作に考証も事々 あるから、その長崎行が二十代の事だとしても死ぬる時は 余立つてゐる。行幸前に役人になつて長崎へ往つた興津で か分からない。併し万治から溯ると、二條行幸迄に三十年

大正元年九月十八日

香木」全文を引用する。 次に「翁草」巻六所収の(注4) 「当代奇覧抜萃」の中の

「細川家の

細川三斎総門第5号のは武に於て、最も世の許す所、其餘力に

彌五右衛門と云士に、 を寄せ、優にやさしき大将故、長崎表異国船入津の折から は歌道を嗜み、父幽斎の風流に、をさく~不劣、茶道に心 彼地へ家来を遣はし、珍器を求させらる、 相役一人添て差越さるゝ処に、

上る、 なれば、所詮同木の事なれば、末木の方にせんと云、 伽羅の本末をせり合ひて、三斎の役人と互に励て直段を付 平陸奥守正宗よりも、 る伽羅の大木渡れり、 興津が相役是を気毒に思ひ、斯ては直段夥しく高直 本木と末木と二つあり、其のころ松 唐物を調ん為、役人下り居しが、彼 一と年興津 異な

麓に、 其の心は ゐなき名香にて、三斎特に秘蔵せられ、銘を初音と付らる、 於て潔く殉死す、大徳寺清宕和尚引導たり、今も右の山の 文の頃、第三回忌の砌、彼彌五右衛門山城船岡山の西麓に られ、互に無事に勤仕せり、其の後三斎逝去あり、 意趣を遺すべからずとて、自身の前にて、興津と盃を申付 一堆の古墳残れり、此興津が調へ来りし伽羅は、類 万治寛

れば、切腹すべき謂なしとて、彼相士の子供を召れ、

腹を願ふ、三斎の云く、某へ奉公の為に、

相士を討し事な

なり、

必ず

興津彌五右衛門が殉死する原因になった

は是非本木を調んと云募りて、口論に成り彼の相役を打果

終に本木の方を調て、隈本に帰り、右の段々を申達切

上
職
水
尾
行
幸
の
事
有
り
、 此古歌によれり、寛永三年丙寅九月六日、二條の錦城へ主 きく度に珍らしけれは郭公いつも初音の心地こそすれ 此の時肥後少将忠利騒ぎへ、彼名香

る。

名付させ給ふ、 を御所望に仍り、 たくひありと誰かはいはん末匂ふ秋より後のしら菊の花 則是を献ぜらる、主上叡感有て、 白菊と

りしを大に残念がられしかども、 此の歌の心とぞ、又仙台中納言正宗卿は、役人梢を調へ来 に是を賞して、柴船と銘せらる、 流石名香の事なれば、

世の中の憂を身につむ柴船やたかぬさきよりこがれ行ら

候、或は小堀遠州の所持のよし色々異説を云人有り、 る所以を知らぬ人は、白菊初音柴船は、唯同じ香とのみ覚 此歌の心成べし、其の名とりぐくながら、皆心面白し、 斯

刀掛けより刀を取り、 た。 き、香木(伽羅)の本木と末木をめぐって伊達家の家臣と争っ との命を受けて長崎へ相役(定稿では横田清兵衛)と共に出向 の折、松向寺殿から「茶事に御用被成候珍らしき品買求め」よ もそもいかなる事件なのか。「寛永元年五月安南船長崎に到着 「刀を取り、抜打に切附け」て来たので、「唐金の花瓶」で受け、 その際、興津と相役は本木か末木かで口論となり、 一打に相役を討果してしまった事件であ

の構造はどうなっているか。この部分は史料に記されていない。 香木の本木を主張する興津と末木でもよしとする相役の論理

〈香木事件〉とはそ

明らかに遺書創作者の思考の表出である。

ることこそ「主命を果す」ことになると反論する。って、「本木の方が、尤物中の尤物」であるから、それを入手すの申附けられ候は、珍らしき品を買求め参れ」と言うことであは無用の翫物」であると言い切る。これに対して興津は「主君口論の第一段階に於いて、相役は「仮令主命なりとも、香木口論の第一段階に於いて、相役は「仮令主命なりとも、香木

主君がそれを求めようとした場合、それを止めるのが臣下たるの切れ」に大金を費いやすのは、いささか馬鹿げたことであり、か」と言う場合ならともかく、「高が四畳半の爐にくべらるる木の上言う場合ならともかく、「高が四畳半の爐にくべらるる木

代ふとも惜し」くはないが、香木に大枚を投ずることは無用で、さらに、第三段階に於いて、相役は「武具杯ならば、大金にをふりかざす。

あり、「心得違なり」と武士としての表芸に固執する。興津は細

格別、

命が大切」であって、「主命たる以上は、人倫の道に悖り候事は者の取る態度であると反論する。この論に対して興津は「只主

其事柄に立入候批判がましき儀は無用なり」と主命絶対

優れていると賞讃された例を引き、その上で能に為渡らるるが、天下に比類なき所ならずや」と文武両道に川家が「代々武道の御心掛深くおはしまし、旁歌道茶事迄も堪

懸けても果たさでは相成らず、祀も総て虚礼なるべし、(中略)これが主命なれば、身命に茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭

言って刀を友く。 と言い放つ。相役は、それがしは「一徹なる武辺者なり」と

香木言って刀を抜く。

という言い募りは、いささか飛躍があり、興津の言としては穏礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭祀も総て虚礼なるべし」である。この点に矛盾はない。しかしながら、「茶儀は無用の虚興津の論は用無用を問わず、主命絶対の立場に立っての発言

当を欠くことは言うまでもない。

が自然である。それがそのような方向をとらず、突然茶儀虚礼の文武二道にわたっての嗜みの確かさを強調する方向に働くの興津の論は当然第三段階に於いて、第二段階に於ける細川家

るのは腑におちない。その事は措いても、「茶儀」と「国家の大観念さえ存在しないはずである。それが興津の口から発せられさらに納得がいかないのは、江戸時代初期に「国家」という

論が飛び出してくる。

十八日の現在時であるとしか言いようがない。は遺書執筆の「万治元年十二月二日」を越えて、大正元年九月

礼、先祖の祭祀」を同例に論ずることは困難である。

この言説

ている。つまり、相役は武士の表芸たる武道以外に価値を認めであり、それをしないのは「阿諛便佞」であるとさえ言い切ったれが武道外のことならば、時と場合によっては、諫止すべきたれが武道外のことならば、時と場合によっては、諫止すべき武士の表芸の範囲内に限定している。さらに興津は主命の内実政津が主命を無限定に考えているのに対して、相役は主命を興津が主命を無限定に考えているのに対して、相役は主命を

— 50 -

ていない。融通がきかないと言えばそうであるが、それ故に論 に振幅がない。本来両者は相入れない立場に立っている。つま 「某は茶事の心得なし、(中略)諸芸に堪能なるお手前の表芸が どちらかが刀を抜く以外ない。結局、冷静だった相役が

大将たるものは差当り自ら自身の地位職任を考ふ可きは勿

見たし」といって刀を取ることになった。

相役を討ち果し、本木を入手して帰藩するや、「主命大切と心

主君は次の様に言う。

恐入候へば、切腹被仰附度と申候」と願い出る。それに対して 得候為めとは申しながら、御役に立つべき侍一人討果たし候段

の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし、珍品に相違なければ、大切と心得候事当然なり、総て功利仮令香木は貴からずとも、此方が求め参れと申附けたる

|傍点、山崎以下同じ|

説を書き込んだ時、『興津彌五右衛門の遺書』の創作者の脳裡に 論するその死に対して、当時の新聞から批判的記事を次に引く。 あったのは、乃木大将の死に対する批評であったろう。賛否両 「時事新報」(大正元年九月十五日、第一〇四二三号) 社説 『乃 この「総て功利の念を以て物を視候はば」と、史料にない言

するものあらんか大なる心得違ひと云はざるを得ず(中略 臣なり先帝に殉死して其終りを全うしたりなぞ其死を称賛 なりと雖も世間或は理と情とを混同し乃木将軍は流石に忠 大将の死に就き批判を試みるのは私情に於て忍びざる所 木大将の自殺』は次の様に記している。

重を顚傾する之より甚だしきはなし我輩の断じて与せざる の為めに臣子奉公の正当を軽んずるものにして事の本末軽 死を以て武士道の精神を発揮したりなど称せんか感情一 決して其死所を得たるものとは云ふ可からず若しも大将の 新帝に対し奉る所以の道に非ず単純なる忠義論より見るも 自から其身を殺したるは恐らくは先帝の御遺志に副ひ兼て ぼさず単に平素の眷遇に感じたるの余り感情一偏よりして 所以なる可し大将の如き地位に在りながら此辺に思慮を及 室国家に忠義を尽くす所以にして又先帝の眷遇に対へ奉る 其先帝に仕へ奉りたる心を以て新帝に仕へ奉るこそ皇

)稍々偏見に失す △加藤弘之男話

所なり

が先日の詔勅にも叶つて居て良い様に思はれる。 も少し考へて、先帝に仕へた志を以て、新帝に仕へた方

「読売新聞」(大正元年九月十五日)

『興津彌五右衛門の遺書』の中核は、まさしく創作者の乃木

殉死に対する見解である。史料『翁草』の〈香木事件〉の「云 利の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし」 士を討し事なれば、切腹すべき謂なし」を先述の如く「総て功 張を創定し、さらに史料の「三斎の云く、某へ奉公の為に、 募りて、口論に成り」という箇所に、興津と相役との具体的主

という松向寺殿(忠興)の言説を以てした。

彌五右衛門は遺書の冒頭を次の如く書き始めた。

可有之候へ共、決して左様の事には無之候。て、彌五右衛門奴老耄したるか、乱心したるかと申候者も某儀今年今月今日切腹して相果候事奈何にも唐突の至に

そして遺書の末尾の直前に、次の文言を書き連らねている。

三十五年の意味は消失する。

最早某が心に懸かり候事毫末も無之、只々老病にて相果

の御制禁なる事、篤と承知候へ共壮年の頃相役を討ちし某の十三回忌を待得候て、遅馳に御跡を奉慕候。殉死は国家候が残念に有之、今年今月今日殊に御恩顧を蒙候松向寺殿

が死遅れ候迄なれば、御咎も無之歟と存候。

表の乃木の遺言状が下敷になっているように思われる。次に遺表の乃木の遺言状が下敷になっているように思われる。次に遺えの彌五右衛門の遺書の冒頭と文末の叙述は、九月十六日発

言状を示す。

立候時も無余日候折柄此度ノ御大変何共恐入候次第兹ニ覚皇恩之厚ニ浴シ今日迄過分ノ御優遇ヲ蒙追ゝ老衰最早御役ニ

代って記していると考えてよかろう。 六六三)であることを考えれば、むしろこの文言は乃木に成りと言うが、幕令で禁止されるのが、これより後の寛文三年(一

彌五右衛門は「殉死は国家の御制禁なる事、

篤と承知候へ共

悟相定候事ニ候

の時正保四年(一六四七年)十二月二日に訂正するので、この四年七ヶ月でほぼ三十五年となる。興津の殉死の年月日は改稿木事件のあった寛永元年(一六二四年)五月まで溯ると、三十乗津の殉死する万治元年(一六五八年)十二月二日から、香

年間と符合する。明らかに興津彌五右衛門の遺書と乃木希典の年(一八七七年)から大正元年(一九一二)九月までの三十五この三十五年こそ、乃木が西南戦争で軍旗を奪われた明治十

遺書とは通底している。

死に鷗外は古武士の至純な精神を感得した。独逸留学時代乃木乃木殉死に逆照明を当てたと。いずれにしても、目前の乃木の繰り寄せた。こうも言えよう。興津彌五右衛門の殉死を通して、鷗外は乃木希典夫妻の殉死から、興津彌五右衛門の殉死を手

話を挙げる。 原風景として乃木の自刃を捉えた。当時の新聞掲載の諸氏の談恐らく明治から大正への回転の歴史にあって、日本人の精神の

と出会った鷗外は、お互いに親交を深めていった間柄である。

まれた或ものがあらう」と言い「若し夫れ戊申詔書に副署しなくは大将の死に因つて御幼き将来の皇帝の御胸には深く~〈刻和天皇〉に謁して親し〈何事かを懇々と申し上げたと聞く恐らむない。福本日南氏談」は「今の皇太子殿下(山崎注記、昭載の「●乃木大将殉死と世評」の「▲自殺は奨励で出来るもの「東京日日新聞」(大正元年九月十七日、第一二八六七号)掲

たる「言論」欄で黒岩周六(涙香)は『乃木将軍の自殺を聞きたる「言論」欄で黒岩周六(涙香)は『乃木将軍の自殺を聞きなお、「大阪毎日新聞」(大正元年九月十六日、第六八八二号)の社説にあいまは大将自殺の報を聞いて如何の感かある」と語っている。がら詔書煥発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購へる某元老のがら詔書煥発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購へる某元老のがら詔書換発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購へる某元老のがら詔書換発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購へる某元老のがら詔書換発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購へる某元老のがら記書換発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を購入る其元老のがら記書換発の翌日愛妻の為めに千金の腕輪を開入る其前といる。

て』と題して次の様に記している。

れハ実に、斯く自殺することが、生存して国家を守るより必要なる、将た偉大なる美挙ハ有り得ざることを信ず、彼がの一途に出でしめたり、吾人ハ今の世に彼れの自殺ほど拘泥するを許さず、自殺を以て、精神的に痛烈に感化を遺彼れが真成に忠君なる愛国なる思念ハ、彼をして形式に

も以上に軍人の精神に合揆し生存して子弟を教育するより

も以上に人を教育する所以なるを確信したり、

ての乃木将軍 ▽文部当司者の方針」という記事がある。 氏談」同紙の九月二十二日(第九三九二号)には「●教材とし乃木大将の殉死」と題して、「▲時弊に対する清凉剤 菊池大麓 「東京朝日新聞」(大正元年九月十六日、第九三八六号)「●

野泡鳴『最近に現はれた時代的二暗示』が示唆に富んでいるの「太陽」(第十八巻第十六号、大正元年十二月一日)掲載の岩

て所信に驀進する勁勇なる意気とである。

スなる真剣勝負の態度と世人の毀誉褒貶を眼中に置かずし

乃木大将の死を先帝に殉じたと見るよりも、寧ろ現代日次に引用する。

なく、目的は他にあつた。(中略)、厳密鮮明な旧思想なら、挑戦したのは、この新時代の新国民を目あてにしたのではめて) は必ずしも現代に必要はない。(中略) 渠が死を以てめて) は必ずしも現代に必要はない。(中略) 渠が死を以てある) は必ずしも現代に必要はない。(中略) 渠が死を以てかれ、僕等新思本の純粋な旧思想の為めに殉死したとする方が、僕等新思すが、

粋の形に返した上で、こんな形式も先帝の崩御と共に最早の濁つて固まつた形式を鮮明に洗ひ和らげて、最も旧式純曖昧な形式に固著せしめてしまつた。乃木大将は渠等のそとはない。が、元老一派は自己の偏狭作為的な思想を最も

飾を厭うて充実を採る新時代の思想に合体しないやうなこ万事に渡つてさう虚偽や不生産的ではなく、その精神は虚

53

や入らなくなつたからとて、それに添つてゐた精神だけを

つている。 新時代に譲つて、見事に殉死したのであると受け留識者達の見解の中にはこのように乃木の自刃を、疲弊、沈滞譲者達の見解の中にはこのように乃木の自刃を、疲弊、沈滞

鷗外にあっては興津彌五右衛門に仮託して、乃木殉死を肯定めている。

しかし、その自刃の第一報を聞いた時の衝撃「余半信半

受け留め納得しても、その知性と理性とが乃木自刃を十分納得 疑す」の内容は、まだ不透明である。鷗外の感情が乃木殉死を しえていない。「半信半疑」するという記述があることが、何よ

りの証左であろう。

気質を持った武士と、やがて幕藩体制という政治を司る文官の どうなっているのか。徳川幕藩体制初期に於いては、戦国武士 そもそも殉死という制度が何物なのか。主君と家臣との関係は それ故に『阿部一族』が書かれなければならない所以である。

精神の淵源を尋ね歩むことになる。 それ故に、鷗外は乃木が自刃することで守り抜いた古武士的

武士の登場との関係等様々な問題が残されている。

おわりに

歴史小説集『意地』刊行までの経過を示す。

『興津彌五右衛門の遺書』

掲載 大正元年九月十八日 大正元年十月号「中央公論

阿部一族

○『佐橋甚五郎』 大正二年一月号「中央公論 大正元年十一月二十九日

大正二年三月九日

掲載 大正二年四月号「中央公論

○大正二年四月 三日(木)。晴。終日園を治す。夕より興津彌五右衛門に関す

る史料を整理す。

六日(日)。阿部一族等殉死小説を整理す。

九日(木)。雨。植竹喜四郎が来て請へるにより、軼事篇を意 八日(火)。雨。暖。植竹喜四郎に軼事篇の原稿をわたす。

○大正二年六月 十五日 創作集『意地』(「阿部一族」「興津彌五右衛門の遺書」

地と改む。

〈定稿〉「左橋甚五郎」を収録)籾山書店より刊行。

五右衛門の遺書』は改作であり、別種の作品の趣を呈している。 史料を用いることで補訂がなされている。それにしても『興津彌 興津彌五右衛門の遺書』も『阿部一族』も、初稿とは違った

まず初稿と定稿の粋組を提示する。

				()興津彌五右衛門景吉の遺書	初稿
四系図の説明	(三興津家の系図	面	口彌五右衛門景吉の切腹の場	()興津彌五右衛門景吉の遺書	定稿

元年(一六五八年)十二月二日であり、定稿にあっては、正保を書いている。その現在時を考えると、初稿に於いては、萬治書きの手の主体を見れば、台は彌五右衛門景吉本人が直接遺書種々相違がある。この点の検討は後日にするが、語り手ないし一の彌五右衛門景吉の遺書も子細に見れば、初稿と定稿では

四年(一六四七年)十二月一日である。

このような見通しを立てて、定稿『興津獺五右衛門の遺書』の附加したことは、〇の遺書に対する相対化の意志が働いている。の系図を調査し、事実そのままの形で呈示し、例では書き手の批評を加えて、〇の系図を説明するという構図になっている。出記の現在時は、正保四年十二月二日であり、〇回は明故部、〇の系図を説明するという構図になっている。の系図を調査し、事実そのままの形で呈示し、例では書き手の批評を加えて、〇の系図を説明するという構図になっている。〇日は〇の本語を入事した人が、切腹の場面を創造し、さらに〇の興津家のような見通しを立てて、定稿『興津獺五右衛門の遺書』のの系図を調査し、回の場面を創造し、さらに〇の場面を関する。

——一九九〇·一一·二〇—

検討は別稿に委ねて、初稿の検討を終る。

()

(1) 殉死の幣風

臣天下の権を弄するの時代に在つても、所謂追腹と称する一種の殉死流に之を禁ぜられ詔に違ひ禁を犯す者は、其族を罪すと令せられたり。武天皇の御宇よりして夙に之を禁制せられ、孝徳天皇大化三年の詔にも賢天皇に非ずと雖も、要するに不心得の事なり。されば我朝に於ては垂仁なきに非ずと雖も、要するに不心得の事なり。されば我朝に於ては垂仁なら所を不したる人の死を悲しみて、自ら之に殉ずるは昔時より存す自分が奉事したる人の死を悲しみて、自ら之に殉ずるは昔時より存す

ざる可らず。 帝国二千来の遺訓に背反し、我が帝国の名誉を毀損せんとする曲事なら にして賛美の声を此の不心得なる殉死の上に放たんとす。是れ実に我が の徒ありて、敢て或は此の蠻風を奨励し、満洲朝延の筆法に倣うて往々 たるは、寧ろ帝国の恥辱と謂はざる可らず。然るに世には偽忠君偽愛国 多少察すべき者なきに非ずと雖も、本来此の如き不健全なる臣民を出し るの余り、精神の異状を来し、此の如き愚挙に出でたる者あるは、其情 あり、近く又東京市の一青年之を企てたり。先帝陛下の御聖徳を慕ひ奉 たる大正の新天地に於て、尚其の片影を留めんとは。先日佐賀県に此事 何事ぞ、此極めて愚かなる風習は、二十世紀の今日、世界一等国に列し 吾人の祖先が殉死の愚風を排斥したる旨の深きを味はずんばあらず。 あるが如き幼稚なる社会なりしが為めに、満洲朝廷は亡滅を招きたり。 洲朝廷は之れを一代の烈婦として表彰したるが、此の如き愚かなる風習 れり。現に三四年前馬王崑将軍の死に殉したる彼れの愛妾の如きも、満 て其一族に金品を与へたり。故に其本人は之を望まざる場合に於ても、 人の死に殉ずる者あらば、一郷之を旌表して碑を立て、官は朝廷に請う 代迄殉死を賛美したるの風あり。若し王族大官の愛妾貴嬪にして、其主 此の如く吾人の祖先は此幣風打破に務めたるにも拘はらず、支那には近 の幣風打破に務めたるかを証するに足る。 封の事あり、又杉浦の子二人斬に処せられしが如きは、如何に幕府が此 し、其家士杉浦某禁令に違うて殉死したる為めに、忠昌の封を削りて移 皆此の幣を戒めたる者ならざるは莫し。特に寛文八年奥平忠昌の死に際 其の主を立つるは難しと言ひたるが如き、其後寛文三年の禁令の如き、 したり。徳川家康が越前秀康の家臣の殉死を戒め、其の死を致すは易く、 行して、其幣滔々底止する所を知らざりければ、武将は務めて之を排斥 一族其賞品と名誉を得んが為めに、強迫して殉死せしむること有るに至

如きことあらんか、是れ日本は愛親覚羅氏時代の支那と同じ旧思想の日からず。若し一の殉死者が他の殉死者を招きて一代の流行を招致するがからず。若し一の殉死者が他の殉死者を招きて一代の流行を招致するがんかを焦慮しつゝあり。故に一青年が華巌瀧に投ずるや之に次ぐ者、数近年生存競争の激烈に赴きたる結果、多くの劣敗者は如何にして自殺せ近年生存競争の激烈に赴きたる結果、多くの劣敗者は如何にして自殺せ

得々たらんとするが如き者あらば、吾人は彼等を目して其の文化の程度 全うせしめんことを望む。今日に於て苟くも殉死奨励の言を発して、 新政を翼賛し奉らざる可からず。今日に於て徒らに自殺するは、先帝陸 者なり。言う迄もなく真に皇室に忠良なる者は益勤勉奮闘して、大正の 又一般社会に向て苟くも殉死奨励の嫌ひある行動を戒めんことを望む 乃ち一面に於て当局者に向て此際殉死者の取締に注意せんことを望み、 本たることを自白する事となり、世界の嗤笑を招くに至る可し。吾人は 旧思想を排斥し、六千万同胞をして文明国民の態度を以て、奉公の義を 下の大御心に副はざる不忠不義の臣民なり。吾人は此の如き不健全なる

2 大正元年九月十四日 (第一二七〇一号) 記す。(文頭の漢数字は掲載紙面を表している) 一例として「読売新聞」掲載の乃木自刃関係記事の見出しを、次に 大正元年八月十日「東京朝日新聞」(第九三四九号)

大正元年九月十五日(第一二七〇二号 乃木大将自殺 △御大喪儀の夜夫人と共に殉死す △世界的武将の悲痛なる劇的最後

△高潔なる人格掬すべき雅懐 △訃報全国の民心を驚かす ●嗚呼乃木大将

|偉大い将軍の死! |稍々偏見に失す 寂り生活と不満 -偉大な哉乃木大将 ▲壮時の乃木大将 △潛 △木村鷹太郎 △加藤弘之男話 △大隈伯爵談 △小沢中将談

(七)

大正元年九月十六日 (第一二七〇三号) *乃木大将銅像製作頒布の広告 道理ある自殺 △沢柳総長談

●ゼネラル乃木

に於て、千九百年前の野見宿爾にも及ばざるの劣等人となさゞる可ら

面目躍如 乃木の愁雨 △故将軍永訣す △元帥大将相会し

自ら範となる △正義と慈悲の権化 △佐藤少将談

△青山通りの賑はひ △雨中の拝観者陸続

(五)

偉大な乃木大将

東郷大将の隻語 △死して益々偉なり

△鵜沢博士談

日本のハラキリ 赤誠の発露 不思議に非らず △某外国武官談 △某代議士談 △仏国武官の乃木観

▲其の死は罪悪也 ▲最後を完うせり ▲理解に苦しむ ▲呶々を好まず ▲崇高なる人格 △瑞西人ブリデル氏談 △仏人エック氏談 △米国人オール氏談 △ニコライ主教談 △独逸人サフマン氏談 △露人ケーベル博士談

△諸外国人の評論

△口を箴して不語

学習院證教驚愕

▲上流も忠君

△仏人コット氏談

△優しい乃木院長

秋雨の葬場殿

哲学的生涯 安心立命の将軍 永く国民の亀鑑 △土方伯談 △田所局長談 △他に急用

大正元年九月十七日 (第一二七〇四号)

●東郷大将の熱涙

56

大将遺言書 乃木大将と英紙 △乃木大将霊前に 一石黒男への遺書

(三)

葬儀は陸軍葬 遺書の発表 ■小笠原子への遺書 △自刃当夜の模様

真に武士の死 乃木大将葬列 △喪主は玉木少佐

△気丈な大将夫人

(石黒男爵談)

△石黒男爵談

▽永く青史を飾る

遺書総て十通

▲国家の前途を憂ふ ▲英皇室へ相済まず

軍少主計の自殺 △帯剣を以て割腹す △経理学校便所にて

将軍の死 ▽混乱な思想界 ▼自殺論の新紀元

神代よりの古風 新渡戸博士談 武士道の精華 埋木でが燐なりけり

大正元年九月十八日(第一二七〇五号) ▽美しき古典的悲劇

嗟乃木将軍〈論議〉 乃林葬儀本日

△青山斎場に於て △坂本中将宛の遺書

この夫この妻 △渡辺宮相宛の遺書 △川村陸軍大将談

楼書店刊行)

の助成を受けました。 本論考執筆にあたっては、平成二年度「跡見学園特別研究助成費」

▽人心頽廃の防止策

▽乃木夫人の自殺

素行会とが将軍 乃木将軍と外紙

耶蘇教は自殺を禁ぜず -耶蘇は自殺の人-木村鷹太郎

大正元年九月十九日 (第一二七〇六号) 乃木大将葬儀

文芸向は乃木の死

|耶蘇教は自殺を禁ぜず(承前)木村鷹太郎 ▽精神的の享楽

-耶蘇は自殺の人-

将軍逸事 婦人の為めに

大正元年九月二十日〈第一二七〇七号〉 ▽新奇な報告

△乃木将軍の遺書に現れたる華族道〈論議〉 「乃木大将遺言条」(玉木正之謹製)の複製による。

3 $\frac{1}{4}$

神沢貞幹編、池辺義象校訂『談翁草』(明治三十八年六月一日、五車

57 -